

令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和7年度 追加受付分（共同受付対応）】

徳島市上下水道局が発注する建設工事に関する調査、測量及び設計業務等（以下「建設コンサルタント等業務」という。）に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

なお、この要領は、徳島県内に本社又は本店を有する者のうち、令和6・7年度の競争入札有資格者名簿に登載されていない者が対象です。

（県外の業者は、別に要領を定めています。）

1 共同受付の実施及び徳島市競争入札有資格者名簿の適用について

徳島市上下水道局では、建設工事等における競争入札参加資格審査申請について、徳島県との共同受付を実施しています。また、徳島市が作成した徳島市競争入札有資格者名簿及び資格に関する格付けを、徳島市上下水道局の名簿及び格付けとして適用します。（管路調査業務を除く。）

共同受付における申請書類の提出先については、次のとおりとなりますので、この要領を確認の上、誤りが無いように申請書類を提出してください。

(1) 申請書類の提出先

◆ 共通審査書類

概要 申請書類のうち、徳島県と共通化・単一化した書類
（登記事項証明書、財務諸表類等）

提出先 徳島県県土整備部建設管理課（徳島県庁8階）

◆ 個別審査書類（徳島市）

概要 共通審査書類以外に、徳島市が資格審査において必要な書類
（技術職員数調 [地質調査業務希望業者のみ] 等）

提出先 徳島市総務部契約監理課（徳島市役所6階）

◆ 個別審査書類（徳島市上下水道局）

上下水道局への提出書類はございません。

※ 徳島市上下水道局に入札の参加を希望し、徳島県には入札の参加を希望しない場合でも、徳島県に共通審査書類を、徳島市には個別審査書類をそれぞれ提出してください。（徳島市競争入札有資格者名簿を適用するため、徳島市上下水道局のみの入札参加希望申請はできません。）

なお、徳島県に提出する競争入札参加資格申請書の「入札参加希望市町村」の徳島市の欄に○印を必ず付けてください。

※ 徳島市上下水道局の指名競争入札に参加を希望する場合にも、徳島市の『新規指名要望書』の提出が必要となります。詳しくは、徳島市の要領を参考の上、徳島市へ提出してください。

※ 管路調査業務に関しては追加受付を行っておりません。

2 申請書受付期間及び資格有効期間

申請書受付期間及び資格有効期間は徳島市と同様の期間となります。詳しくは、徳島市の要領をご確認ください。

3 資格の認定及び競争入札有資格者名簿への登載

徳島市ホームページにて公開される競争入札参加資格有資格者名簿への搭載をもって当局も認定したものとします。

4 申請書提出後の手続きその他の連絡事項

(1) 変更届の提出について

上下水道局では、徳島市競争入札有資格者名簿に変更があった場合、徳島市と同様に変更届を提出していただいておりますが、令和5年4月1日以降は上下水道局への提出の必要はありません。ただし、徳島市総務部契約監理課には引き続き変更届を提出してください。

なお、次の変更が生じる場合は、引き続き上下水道局への変更届及び添付資料が必要になりますのでご注意ください。

- ・ 管路調査業務に登録されている業者情報を変更する場合

(2) 登録工種について

上下水道局における建設コンサルタント等業務の登録工種については、徳島市の入札参加希望工種と同一になります。

【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所：〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4（上下水道局本庁舎2階）

電話：088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html

（トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について）